別記様式第二号

（表　面）

写真ちょう付面

第　　号

（職）氏　名

年　月　日生

精神保健福祉職員の証

令和　年　月　日

厚生労働省（都道府県又は指定都市）　印

（Ａ列６番）

（裏　面）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい

（報告の徴収及び立入検査）

第十九条　（略）

２　前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら（略）ない。

第二十七条　（略）

２　前条までの規定による申請、通報又は届出があつた指定医の診察等（基づき行われる指定医の診察等）に関する事務を都道府県知事（指定都市の長）に届け出るときは、その指定すなわち都道府県知事は、前条第二項の規定により診察をさせるべき指定医を指定するに当たつて必要な限度において、当該職員に、前項の規定による立入りをさせ、診察をさせ、若しくは提出を求めることができる。

３　前条第二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立会わせなければならない。

４　指定医は、前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度において、第九条の六の居住する場所（立入りすることができる。

５　第二項の規定による立入りに十七条の六の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二項」と、同条第十七条第四項中「指定医」とあるのは「当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四項」と読み替えるものとする。

第三十八条の六　（報告徴収等）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該報告を求め、若しくは提出を命じ、精神病院に立ち入り、当該職員を若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくは診療録その他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

４　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

５　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

６　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

７　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

８　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

９　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１０　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１１　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１３　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１４　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１５　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１６　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１７　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１８　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１９　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２０　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２１　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２３　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２４　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２５　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２６　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２７　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２８　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２９　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３０　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３１　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第三十八条の六　（報告徴収等）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該報告を求め、若しくは提出を命じ、精神科病院に立ち入り、当該職員を若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

４　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

５　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

６　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

７　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

８　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

９　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１０　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１１　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１３　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１４　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１５　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１６　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１７　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１８　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１９　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２０　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２１　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２３　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２４　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２５　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２６　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２７　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２８　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２９　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３０　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３１　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその他の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（注意）

一　この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市の長）に届け出ること。

二　精神保健福祉職員でなくなったときは、厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市の長）に返還すること。